

第 2 2 期 第 1 7 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年11月16日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員	松 下 誠四郎
	〃	堤 静 子
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤一郎
	主幹	相 坂 幸 二
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主幹	田 澤 亮
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）
原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第17回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

2022年、早いもので11月も16日、穏やかな陽気から、木枯らしの便りが報道されてきた今日、委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、木村委員と坂岡委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となっておりますが、これは漁業法に基づく規程により今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、お開きになって、2ページ目から御覧ください。

いつものように、漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶、人数等について説明させていただきます。

2ページ目、うにびき網漁業でございます。

資格は東共第29号ということで、野牛漁協の組合員行使権者でございます。

許可すべき船舶等の数は19隻となっております。

続いて、3ページを御覧ください、ばばがれい固定式刺し網漁業でございます。

3段に分かれています、上段から、東通村大字白糠に住所を有する者ということで3隻、中段が、東通村大字小田野沢に住所を有する者ということで2隻、下段が、六ヶ所村大字泊に住所を有する者ということで15隻となっております。

続いて、4ページ目を御覧ください、たら固定式刺し網漁業でございます。

2段に分かれています、階上漁業協同組合の組合員が3隻、八戸みなと漁協の組

合員が1隻となっております。

4ページの下段、かれい固定式刺し網漁業でございます。

東共第51号共同漁業権ということで、三沢市から階上漁協までの組合員行使権者ということで、28隻となっております。

5ページを飛ばしまして、6ページを御覧ください、なまこ潜水器漁業でございます。

上段は、東共第41号、風間浦漁協蛇浦の漁業権者ということで1人と、下段の方は、八戸市に住所を有する者ということで1人となっております。

続いて7ページを御覧ください、小型いか釣り漁業、やりいかでございます。

7ページ、2段に分かれています、上段の方は、北津軽郡中泊町ですので、下前漁協、小泊漁協の方々と36隻と、それから、下段の方は、外ヶ浜町字三厩に住所を有する者で5隻となっております。

やりいかの方は、続きまして8ページ目になります。

3段に分かれています、上段は、大間町奥戸に住所を有する者で11隻、中段は、大間町大字大間に住所を有する者で12隻、下段は、風間浦村大字易国間に住所を有する者で2隻となっております。

9ページにいきます、3段に分かれています、上段は、風間浦村大字下風呂に住所を有する者で9隻、中段が、東通村大字野牛に住所を有する者で21隻、それから、下段が、東通村大字尻屋に住所を有する者で15隻となっております。

10ページ目になります、引き続き、やりいかです。

上段が、東通村大字白糠に住所を有する者で20隻、下段が、六ヶ所村大字泊に住所を有する者で31隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですから、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項の「全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議について」を事務局から報告願います。

長根事務局長

はい、会長。

会長

はい、事務局。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

この会議につきましては、11月8日、火曜日、2時から開催されました。

Web会議方式で開催されております。

当委員会からは、松本会長、事務局、長根、出町主幹の3名が出席しております。

内容につきましては、省略いたしますが、この中の5番の要望活動の結果につきましては、資料に付けさせていただきますので、後でお目通しをよろしく願います。

議事の1号から3号議案につきましては、可決、承認されております。この中で第2号議案、各ブロックの新規要望提案につきましては、本県から出された2題につきまして、調整を図った上、全国の要望事項の案に出すということで了承されております。

また、一部、三重県からのヤスについての扱いについての要望につきましては、取り下げとなっております。

あと、カラー刷りになりますけれども、水産庁の方から勉強会のような格好で、海区の制度について説明がありました。

この中で、資料の、スライドの番号の右下「16」と書いてあるところになるんですけども、これが、今回の法律改正において新しく新設された沿岸漁場管理制度、これが創設されましたということで、この保全活動に対して、都道府県の管理の下で活動の透明化を向上させるということで創設しましたので、という紹介がっております。

詳しい事例の紹介はなかったんですけども、これのメリット等を説明されておりました。

事務局からは以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問もないようですので、それでは、予定していた議題が全て終了しましたので、以上、これをもちまして、第22期第17回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時43分